

宇佐市

パートナーシップ・  
ファミリーシップ



宣誓制度  
ガイドブック

担当／宇佐市役所 人権啓発・部落差別解消推進課

作成／令和6（2024）年3月

宇佐市

# 目次

1	宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？	
(1)	制度の概要	… 2
(2)	パートナーシップ・ファミリーシップの定義	… 6
(3)	対象者の要件	… 7
(4)	宣誓手続きの流れと必要な書類	… 8
2	宣誓後の手続きは？	
(1)	宣誓内容の変更	… 1 0
(2)	宣誓書受領証等の再交付	… 1 1
(3)	宣誓書受領証等の返還	… 1 2
3	制度にまつわるQ & A	… 1 3

# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (1) 制度の概要

パートナーシップ関係・ファミリーシップ関係にある、双方またはいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）である二人からの宣誓を、市が受領したことを公に証明（宣誓書受領証を交付）する制度です。

市は本制度により、公正な行政サービスの提供に努めることで、性的マイノリティに対する制度的・慣習的差別の解消を推進します。

また、民間事業者や関係団体に対して同制度の周知・啓発を行うことで、実社会における効果の発揮及び向上を図ります。

市は本制度により、誰もが暮らしやすい、全ての人の人権が尊重された社会の実現を目指します。

---

制度的差別の例

- ・ 法律婚に限定された就業規定や慶弔規定
- ・ 同性パートナーを排除する扶養制度

慣習的差別の例

- ・ 同性パートナーによる病院への付き添いや見舞の排除
- ・ 性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした入居や利用の拒否

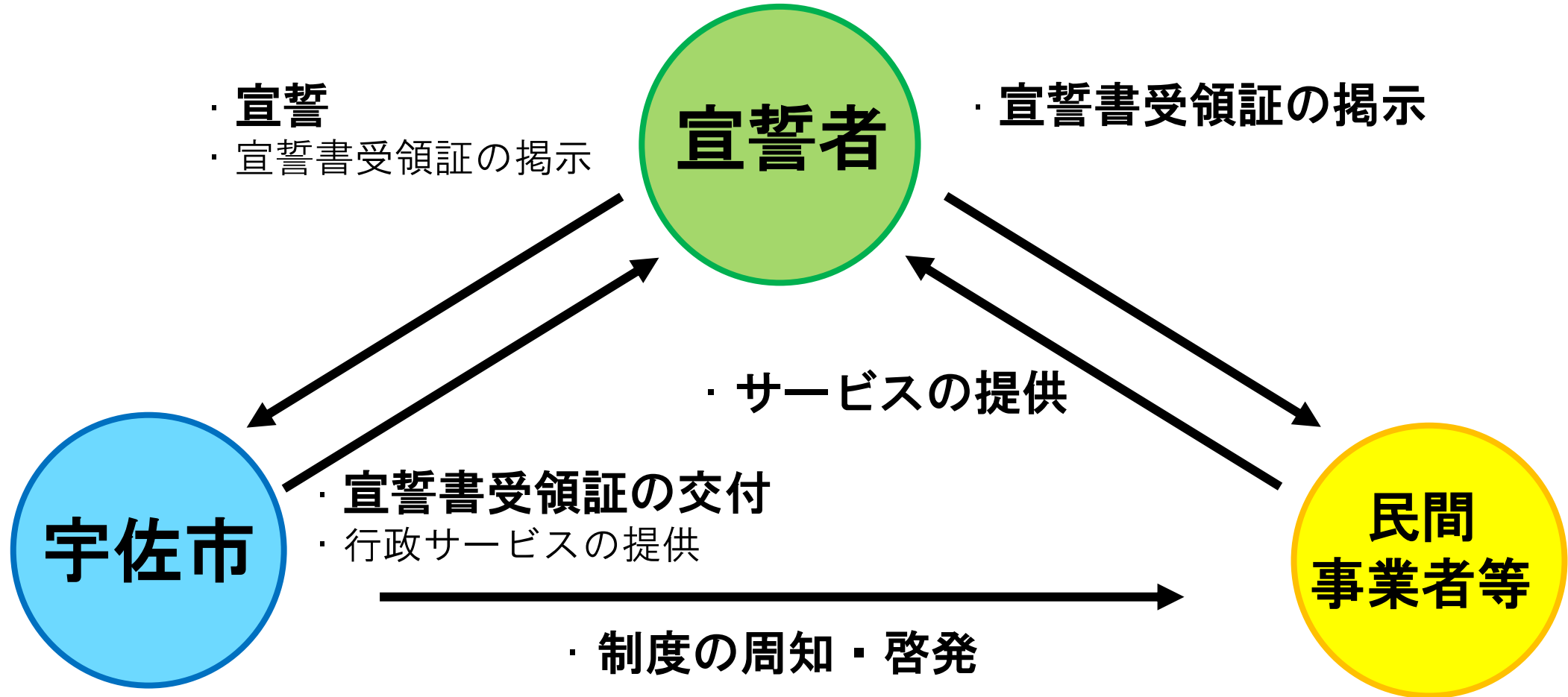
# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (1) 制度の概要

制度の名称	宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
根拠規定	宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
対象者	パートナーシップ関係にある、双方またはいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）である二人。
制度利用の流れ	①対象者二人が、市に対して、パートナーシップ関係・ファミリーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を提出します。 ②市が宣誓書受領証を二人に交付し、宣誓が行われたことを証明します。 ③宣誓書受領証を行政等のサービス利用時に活用できます。
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・未成年の子どもがいる場合は、希望に応じ、宣誓書受領証に「子どもの名前」を記載することができます。</li><li>・法律上の婚姻制度とは異なるため、法律上の効果は生じません</li></ul>
運用開始予定日	2024（令和6）年4月1日

# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

(宣誓制度運用イメージ図)



# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (提供を想定する行政・民間サービスの事例)

※以下にない事例であっても、現行法に抵触しない範囲において、**法律婚・事実婚の場合と差別しない扱い**を大原則とする。  
なお、同制度を利用せずとも代理人等の形式で提供可能な事例も含んでいる。

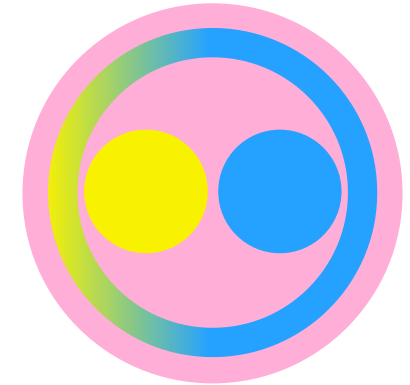
区分	制度	内容	行政or民間サービス
住宅	市営住宅の入居。	パートナーと入居が可能。	行政サービス
犯罪	犯罪被害者等見舞金	パートナーを支給対象として扱う。	行政サービス
通信	「家族割」サービス	パートナーも「家族」として扱う。 (例：KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク)	民間サービス
航空	マイレージサービス	パートナーも「家族」として扱う。 (例：JAL、ANA)	民間サービス
保険	火災保険、傷害保険、自動車保険等	パートナーも「配偶者」として取り扱う。 (例：東京海上日動、損害保険ジャパン日本興亜)	民間サービス

# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (2) パートナーシップ・ファミリーシップの定義

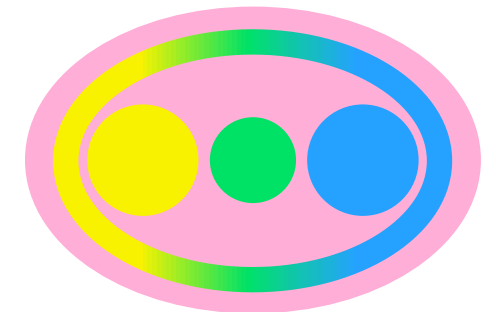
### パートナーシップ

双方またはいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係のこと。



### ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子）と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係のこと。



# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (3) 対象者の要件

本制度の利用者は、以下のすべての要件を満たしている方です。

1.	双方またはいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二人であること。 （※ファミリーシップの場合は以下を含む） また、パートナーシップ関係にある者の一方又は双方の未成年の子と生計を一にし、その子を養育する家族の関係であること。
2.	双方が成年（満18歳）に達していること。
3.	双方に配偶者（事実婚を含む）がおらず、他の者とパートナーシップ関係にないこと。
4.	近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと （パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く）。
5.	双方又はいずれか一方が市内在住であること （一方又は双方が届出の日から3か月以内に転入を予定している場合を含む）。



# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

## (4) 宣誓手続きの流れと必要な書類

### ①対象者の要件を確認する

- ・お二人が該当するか御確認下さい。

### ②宣誓日時を予約する

- ・希望する宣誓日の7日前までに電話（0978-27-8122）で事前予約をお願いします。疑問や不安な点などあれば、お伝え下さい。
- ・**宣誓当日はお二人でお越しいただきます。**御注意下さい。

【担当】宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課

（宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所本庁舎3階）

TEL：0978-27-8122

平日午前9時から午後5時まで受付

### ③必要書類を準備する

- ・「本人確認書類」「住民票の写し」「配偶者がいないことを証明する書類」「子どもとの関係を確認できる書類（※ファミリーシップ関係を宣誓する場合のみ）」が必要となります。

### ④宣誓を行う

- ・予約した日時にお二人でお越しのうえ、**宣誓書を御記入**下さい。

### ⑤宣誓書受領証を受け取る

- ・宣誓日以降に**交付**します。  
（郵送受領を希望する場合は別途、御相談下さい）

# 1 宇佐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

(必要書類と確認する事項の一覧)

		確認する事項			
		本人であること・成年に達していること	配偶者がいないこと・近親者でないこと	市内在住であること	子どもとの関係
必要書類の例	いずれか1点の提示で可	個人番号カード（マイナンバーカード）	戸籍抄本 （戸籍個人事項証明書）	住民票の写し	戸籍抄本 （子どもを含むもの）
		パスポート			
		運転免許証			
		その他官公署が発行した顔写真付き証明書等			
	もう1点の提示が必要	健康保険証			
		年金手帳			
その他官公署が発行した顔写真付きでない証明書等					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍抄本、住民票の写しは、一人につき一通提出（同一世帯の場合は除く）となります。また、3カ月以内に発行されたものに限ります。</li> <li>・住民票の写しについて、本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です（詳しくは本籍地の自治体にお問い合わせください）。</li> <li>・住民票の写しについて、転入予定の方は後日の御提出で構いません。</li> <li>・宣誓に通称を使用する場合は、日常的に通称を使用していることを確認できる資料（社員証・学生証・郵便物等）を御提示下さい。</li> <li>・場合によっては、上に記載のない必要書類の御提出をお願いする場合があります。</li> </ul>				

## 2 宣誓後の手続きは？

### (1) 宣誓内容の変更

次のようなことがあれば、宣誓内容の変更手続きが必要です。

いずれも、お二人そろって市窓口へお越しいただく必要がありますので、事前に電話（0978-27-8122）で予約をお願いします。

【担当】宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課（宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所本庁舎3階）  
TEL：0978-27-8122 平日午前9時から午後5時まで受付

変更事由	手続きの方法	注意事項
子どもの氏名の記載を削除したい	宣誓者2名の宣誓書受領証等を御持参の上、「宣誓書受領証に係る子に関する届」を御記入・御提出下さい。	・子どもの記載を削除したうえで、宣誓書受領証等を再交付します。
子どもが亡くなった	宣誓者2名の宣誓書受領証等を御持参の上、「宣誓事項変更届」を御記入・御提出下さい。	・子どもの記載を削除したうえで、宣誓書受領証等を再交付します。 ・子どもの記載のある宣誓書受領証等については、希望する場合は無効化処置を行った上でお返しします。
住所が変わった	宣誓者2名の宣誓書受領証等と「住民票の写し（変更した方のもの）」を御持参の上、「宣誓事項変更届」を御記入・御提出下さい。	・住所を変更した宣誓書受領証等を再交付します。 ・一方が市内に居住している場合に限りです。
通称名を記載したい	宣誓者2名の宣誓書受領証等と「日常的に通称を使用していることを確認できる資料（社員証・学生証・郵便物等）」を御持参の上、「宣誓事項変更届」を御記入・御提出下さい。	・通称名を記載した宣誓書受領証等を再交付します。

## 2 宣誓後の手続きは？

### (2) 宣誓書受領証等の再交付

万一、宣誓書受領証等を**紛失・き損・汚損した場合は**、宣誓書受領証等再交付申請書を御記入いただくことで**再交付**できます。

手続きのため、市窓口へお越しいただく必要がありますので、事前に電話（0978-27-8122）で予約をお願いします。

【担当】宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課（宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所本庁舎3階）  
TEL：0978-27-8122 平日午前9時から午後5時まで受付

なお、き損・汚損した場合は、その宣誓書受領証を御持参下さい。

## 2 宣誓後の手続きは？

### (3) 宣誓書受領証等の返還

次のようなことがあれば、宣誓書受領証等の**返還手続き**が必要です。

いずれも、お二人そろって（※一方が亡くなった場合を除く）市窓口へお越しいただく必要がありますので、事前に電話（0978-27-8122）で予約をお願いします。

【担当】宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課（宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所本庁舎3階）

TEL：0978-27-8122 平日午前9時から午後5時まで受付

変更事由	手続きの方法	注意事項
関係が解消した	宣誓したお2名の宣誓書受領証等を御持参の上、「宣誓書受領証等返還届」を御記入・御提出下さい。	・ 宣誓書受領証等を返還していただきます。
パートナーが亡くなった		・ パートナーシップ関係のみを宣誓していた場合は、関係が解消したものと認識しますので、宣誓書受領証等を返還していただきます。 ・ 亡くなったパートナーの宣誓書受領証等については、希望する場合は無効化処置を行った上でお返しします。 なお、下記の取扱いも可能ですので、ご希望の場合は御相談下さい。 ①亡くなったパートナーとの関係性を説明する書類として「 <b>宣誓受領事実証明書</b> 」を発行できます（ただし、お2人の受領証等の返還が必要です）。 ② <b>ファミリーシップ関係を継続する場合は、宣誓書受領証等の返還は不要です。</b>
2人とも市外に転出することになった		・ 宣誓書受領証等を返還していただきます。 ・ 転勤、疾病その他やむを得ない事情により、 <b>一時的に市外に転出する場合は除きます。</b> その場合は事前に御相談下さい。
宣誓を取り下げたい		・ 宣誓書受領証等を返還していただきます。

### 3 制度にまつわる Q & A

Q. 宣誓の過程でプライバシーはどのように守られますか？

A. 職員には守秘義務があります。

提出された書類や記載内容等の個人情報、口頭・書面にかかわらず外部に情報提供することはありません。また、宣誓には職員の面前で記入する過程がありますが、個室で対応する等、最大限のプライバシー保護措置を取ります。

プライバシー保護について不安に感じる事があれば、お気軽に御相談ください。御意見を踏まえ、利便性の向上とプライバシー保護の両立に努めて参ります。

Q. 宣誓により、戸籍や住民票の記載が変わりますか？

A. 宣誓の事実により、戸籍や住民票の記載が変わる事はありません。

(なお、記載が変わらないため、宣誓者のご家族等にカミングアウトをしていない場合であっても、戸籍や住民票の取得による予期しないアウトティングが生じる恐れはありません。)

### 3 制度にまつわる Q & A

Q. 宣誓にはお金がかかりますか？

A. 必要書類である「住民票の写し」、「戸籍抄本」などの取得にかかるお金は自己負担です。

※参考額：住民票の写し（1点） 300円 + 戸籍抄本（1点） 450円 = 計750円  
2人分の書類が必要なため、750円 × 2人 = 1,500円

ただし、それ以外にはお金はかかりません。

Q. 子と同居していないとファミリーシップの宣誓はできませんか？

A. できます。

単身赴任など、離れて暮らしている場合でも、子どもの生活費や学費を継続的に負担しているなど、生計を一にしている場合は可能です。

ただし、事実確認のための書類提出を求める場合がありますので、事前にご相談ください。

### 3 制度にまつわる Q & A

Q. 本制度は結婚とは違うものなのですか？

A. 違います。

本制度は市が独自に要綱により実施するものであるため、法律に基づき行われる「結婚」とは異なり法的効力がありません。従って、結婚の場合は相続や財産上の権利や扶養の義務等が発生しますが、本制度の場合は発生しないのです。

Q. 法的効力がないのに、なぜ本制度が必要なのでしょう？

A. 法的効力の有無と、本制度の必要性は別の問題だからです。

私たちの社会には、性的マイノリティに対する多くの制度的・慣習的な差別が存在します。

これらの差別を解消していくには、差別を生み出し維持する制度や慣習を改める必要があります。

そのため市は本制度を制定し、多くの困難を乗り越えてパートナーとなった方々に対する公正な行政サービスの提供に努めることで、性的マイノリティに対する差別の解消を推進することにしました。

また、民間事業者や関係団体に対して同制度の周知・啓発を行うことで性的マイノリティに対する理解を促進し、本制度が広く市内で活用されるようになることは、とても重要です。

本制度は、誰もが暮らしやすい、全ての人の人権が尊重された社会の実現に必要不可欠なものです。



## 【相談窓口一覧】

### 【大分県：LGBT等に関する相談窓口】

TEL:070-4793-4407

(※開設日時:毎月第3土曜日の AM10時~12時)

MAIL:madoguchi-oita13710@au.com

【法務局の電話相談】 32-0508

【人権啓発・部落差別解消推進課】 27-8122